

第五章 責任

第一項 責任の意義

「責任」とは、犯罪行為について、行為者を非難しうること（非難可能性があること）をいう。「犯罪」とは、構成要件に該当する違法かつ有責な行為であり、構成要件に該当する違法な行為であっても、もしその行為者を非難することができないものであれば、犯罪は成立しない。

例えば、甲がAを絞め殺す。甲の行為は、刑法一九九条「人を殺した」という構成要件を充足している。そして、甲には正当防衛その他の違法阻却事由がなく、何もなかったとする。すなわち、甲の行為は違法である。しかし、これだけでは、また殺人罪が成立するとはいえない。もし、甲が自分の行為の善悪を判断できない精神病者であったり、一四歳未満のものであったりすれば、その行為について、甲に刑法上の責任を負わせることができず、犯罪は成立しない。このように、犯罪が成立するためには、行為者に「責任」がある場合でなくてはならない。

行為者を、その行為について非難しうるということ、すなわち責任があるということは、構成要件該当性、違法性とともな犯罪成立の要件なのである。

責任の要素としては、「責任能力」と、「責任条件」（責任の形式）としての「故意」（▽80頁）・「過失」（▽94頁）がある（多数説は、故意を責任要素であるとともに構成要件要素とする）。更に、行為者に責任能力があり責任条件が備わっていても、行為者にその違法行為をせず他の適法

な行為をすることを期待できないような特殊な事情があれば、非難を加えることができず責任は生じない。これは「期待可能性」（▽103頁参照）の問題である。なお、英米法では行政取締法規違反等については、過失すら必要としない厳格責任の考え方が判例上認められているが、我が国では、少なくとも過失が必要とされている。

第二項 責任能力

「責任能力」とは、行為のときに、その行為の是非善悪を判断し、その判断に従って行為できる能力をいう。責任無能力者（法定責任能力者について、刑法三九条ないし四一条に規定がある）

□ 心神喪失者・心神耗弱者

（心神喪失及び心神耗弱）

第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

見本

「心神喪失者」とは、精神機能の障害（生物学的要素）により、行為当時、自己の行為の是非善悪を判断し、その判断に従って行為する能力を全く欠く状態（心理学的要素）にある者をいう（大判昭六・一二・三刑集一〇・六八二）。「心神喪失」は、重度の知的障害、統合失調症（精神分裂病）その他の精神病患者の場合のように継続的病態として存することもあれば、飲酒による

病的酩酊のように一時的異常として生じることもある。熟睡中に無意識で行う動作も心神喪失中の行為である。

「心神耗弱者」とは、精神の障害が心神喪失の程度にまでは達しないが、是非善悪を判断しその判断に従って行為する能力が、通常人に比べ著しく減弱した者をいう（大判昭六・一二・三前掲）。

心神喪失・心神耗弱の存否を認定するためには、精神医学（生物学的方法・要素）や心理学（心理学的方法・要素）などの専門的知識を必要とする場合が多いので、実務においては鑑定人の鑑定の結果が重要な資力が心神喪失や心神耗弱と判断されるのは医学上の観念ではなくて刑法上の観念である。したがって、結局的に判断をする者は、必ずしも検察官ではなくて裁判官（不起訴のときは検察官）である（最大判昭七・三刑集三八・二七五）。なお、鑑定人の意見を採用し得ない合理的理由がない限りこれを尊重すべきとする最判平二〇・四・二五刑集六二・一五五九）。性格異常のために社会適応能力を欠いている精神病質や不安、過労等による神経症等は、是非弁別能力、行動制御能力の点で、通常人より著しく劣った状態にあるとは通常考えがたい（パラノイアにつき、山口地裁下関支判平一四・九・二〇判時一八二四・一四〇）。

また、飲酒して、酩酊状態で犯罪を犯した者が、しばしば「何をしたか覚えていない」などと記憶喪失を申し立てることがあるが、記憶の有無と行為当時心神喪失であったか否かとは別個のことであるから、飲酒量や行為当時の言動など客観的な事実や状況を中心に責任能力の有無を判断することとなる。なお、酩酊状態で犯罪を犯した者につき飲酒時の責任を問う「原因において

自由な行為」については、第三章第六項国の解説▽30頁参照。

㉑ 瘖啞者

第四十条 削除

「瘖啞者」とは、先天的に耳が聞こえないため、又は極めて幼少時に耳が聞こえなくなったため、口のきけなくなつた者（言語能力がないもの）をいう。瘖啞者は、一般的に精神の発育が不完全であるとの前提に立法で責任能力を制限された明治四〇年頃の状況認識、責任能力者とみず、精神の発育程度いかによって責任能力者或いは非責任能力者とされていた。ろうあ教育の進んでいる今日の状況に照らせば、平成七年の法改正で削除された。

㉒ 刑事未成年

（責任年齢）

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

一四歳に満たない者は、一率に責任無能力者（刑事未成年）とされている。

一四歳未満かどうかは、いわゆる満年齢により（年齢のとなえ方に関する法律）、真実の年齢による（出生の日が起算日。年齢計算ニ関スル法律）。戸籍と実際の生年月日が違っていれば、実

見本